

辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書

米軍普天間飛行場の代替として工事が進められようとしている名護市辺野古への新基地建設事業で、10月13日に翁長雄志知事が埋め立て承認を取り消したが、10月28日に国土交通相がこの効力を執行停止し、沖縄防衛局は10月29日に本体工事を強行した。

沖縄県では、昨年の知事選や衆議院選挙などにて民意が示されてきたが、政府は一顧だにせず、辺野古新基地建設に対する県民の反対の声を無視し、辺野古埋め立てに固執し、「辺野古が唯一の解決策」という従来が強権的姿勢で工事を再開している。一方で、佐賀空港に米軍普天間基地所属のMV-22オスプレイの訓練を移転する計画については、菅官房長官が「地元の了解を得るのは当然」と述べ地元の反対の声を鑑み、計画を取り下げ、他県の意向については尊重する。対外的には、負担軽減を声だかにアピールするが、政府は改めて沖縄の負担軽減をも置き去りにした二重基準とも言える対応を示し、沖縄県民への差別的な過重負担を強いている。

翁長雄志知事の承認取り消しを防衛省は「私人」として執行停止を求め、国と県の対立の是非を政権内の「身内」である国交相が判断するという事は、適法性が疑われる。基地を造り、米軍に提供する工事は、国しか出来ず、明らかに「私人」ではない。

環境保全措置を客観的に指導・助言するために沖縄防衛局が設置した「環境監視等委員会」委員13人のうち7人が2012年の環境影響評価（アセスメント）の評価書補正に関する防衛省の有識者研究会の委員を兼任していた。環境影響評価（アセスメント）段階では保全措置などについて提言し、その後は自らの提言措置などに「指導・助言」する立場に回っていた事になる。環境監視等委員会で審議され、保全措置にお墨付きを与えたことは客観性や中立性の観点からも問題がある。前知事による埋め立て承認の際に条件とされた環境保全手続きのいい加減さが明らかになった以上、政府は新基地建設の計画を断念するべきである。

「銃剣とブルドーザー」により強奪され、戦後70年の節目の年、本土復帰から43年が経つともいうのに0.6%の国土面積に在日米軍専用施設の約74%が集中し、米軍人・軍属による事件や事故により今なお県民は苦しめられ続けている。

安倍政権は、日本が民主主義国家と言うのであれば、地方分権・沖縄県民の民意を尊重すべきである。

沖縄県民の圧倒的な民意を背景に誕生した翁長雄志知事により行われた前知事の辺野古埋め立て承認の取り消しの決断を我々は断固支持する。

よって、本町議会は、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 辺野古新基地建設工事の再開を直ちに中止し、移設を断念すること。
2. 米軍普天間基地の閉鎖・撤去について米国政府と速やかに交渉すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年11月9日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長